

平成28年第2回広域紋別病院企業団議会定例会会議録（第1日）

1 開会日時

平成28年9月20日（火）

開会 午前10時00分

2 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 報告第1号 平成27年度広域紋別病院企業団病院事業会計資金不足比率の報告について

日程第3 議案第1号 平成27年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算の認定について

日程第4 議案第2号 平成28年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第3号 広域紋別病院企業団行政不服審査条例の制定について

日程第6 議案第4号 広域紋別病院企業団情報公開条例の一部改正について

日程第7 議案第5号 広域紋別病院企業団個人情報保護条例の一部改正について

日程第8 議案第6号 広域紋別病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第7号 広域紋別病院企業団職員の退職手当に関する条例の一部改正について

3 出席議員（9名）

議長	石田久就君	副議長	矢野幸三君
2番	青木邦雄君	3番	柴田央君
4番	宮川正己君	5番	山中憲一君
7番	森田寛君	9番	田村高志君
10番	村上伸夫君		

4 欠席議員（1名）

6番 阿部秀明君

5 説明員

企業長	千賀孝治君	事務局長 兼事務部長	牧野昌教君
総務課長	西田尚市君	医事課長	大屋洋一君
事務部参事	大野貴光君	建設整備室主幹	森谷裕一君
総務係長	加藤具哉君	職員係長	櫻庭あゆみ君
経営管理係長	泉康一君	経営管理係主査	平塚健次君
医事係長	西塔信弥君	建設整備室主査	鈴木光彦君
監査委員	斉藤博哉君	書記	西村茂年君

6 議会出席職員

書記長	吉野久寿君	書記	浜屋武志君
書記	渡辺幸路君	書記	大澤諒馬君

午前10時0分 開会

○議長（石田久就君） ただいまより本日をもって招集されました平成28年第2回広域紋別病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数はただいまのところ9名であります。よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、5番山中憲一君、10番村上伸夫君の両君を指名いたします。

ここで諸般の報告を申し上げます。

渡辺書記。

○書記（渡辺幸路君） ご報告を申し上げます。

まず、欠席でございますが、阿部議員より届け出がございます。

次に、本日の配付文書でございますが、本定例会議事日程、説明員等報告、本定例会提出資料を配付してございます。

次に、本日の議事日程ですが、日程第1から第9までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（石田久就君） これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、報告第1号を議題といたします。

報告第1号について提出者の説明を求めます。

牧野事務局長。

○事務局長兼事務部長（牧野昌教君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号平成27年度広域紋別病院企業団病院事業会計資金不足比率の報告につきましてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成27年度決算の資金不足比率の概要について要点のみご説明させていただきます。

資金不足比率とは、貸借対照表の流動資産から流動負債を差し引いた額が赤字の場合、その赤字額を事業の規模で除した比率で、これが経営健全化基準である20%以上となりますと経営健全化計画を策定し、事業の効率化を図り、資金不足を解消していかなければなりません。

企業団の平成27年度病院事業会計決算における資金不足比率は、流動資産が5億7,546万8,301円に対して控除後の流動負債が1億8,852万8,801円で、その差し引き額は3億8,693万9,500円が資金剰余となり、資金不足は発生しておりません。

以上でご報告をいたしますので、よろしくご報告申し上げます。

○議長（石田久就君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

日程第3、議案第1号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長（千賀孝治君） ただいま上程されました議案第1号平成27年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算の認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

広域紋別病院企業団病院事業会計決算書の2ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出に係る決算額でございますが、収入及び支出とも37億878万7,826円と同額になっておりますが、基金収入補助金10億3,165万6,889円をもって収支の均衡を図っており、この基金収入補助金が収支不足額となっております。

次に、資本的収入及び支出に係る決算額でございますが、決算書の4ページをお開き願います。

資本的収入額1億5,574万1,843円に対し資本的支出額は1億7,016万7,021円となっており、収支不足額につきましては当年度分消費税資本的収支調整額1,442万5,178円により補填しております。

以上、地方公営企業法の規定により決算を了したところであり、提案理由のご説明を終わりますが、詳細の内容につきましては担当の事務局長よりご説明をさせていただきます。

○議長（石田久就君） 牧野事務局長。

○事務局長兼事務部長（牧野昌教君） それでは、ただいま上程されました議案第1号平成27年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付しております決算書に基づきご説明申し上げますので、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、収益的収支から説明いたします。

なお、説明に際しまして、予算額は合計額のみ説明させていただきますので、ご了承願います。

収益的収支の収入についてであります。1款病院事業収益は予算額39億9,923万3,000円、決算額37億878万7,826円で、予算額に対し2億9,044万5,174円の減となっております。

次に、支出についてであります。1款病院事業費用は予算額39億9,923万3,000円、決算額37億878万7,826円で、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額4,812万8,000円を控除した不用額は2億4,231万7,174円となっております。

なお、収支不足額は基金収入補助金10億3,165万6,889円をもって収支の均衡を図っております。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収支の収入についてであります。1款資本的収入は予算額1億5,019万6,000円、決算額1億5,574万1,843円で、予算額に対し554万5,843円の増となっております。

次に、支出についてであります。1款資本的支出は予算額1億8,306万2,000円、決算額1億7,016万7,021円で、不用額は1,289万4,979円となっております。

なお、収支不足額1,442万5,178円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額をもって補填しております。

次に、5ページをお開き願います。

平成27年度広域紋別病院企業団病院事業損益計算書であります。

1、医業収益16億5,660万5,312円から2、医業費用24億6,608万7,643円を差し引いた医業損失は8億948万2,331円であります。

次に、3、医業外収益12億9,287万5,797円から4、医業外費用1億2,805万1,051円を差し引いた医業外利益は11億6,482万4,746円であり、医業損失から医業外利益を差し引いた経常利益は3億5,534万2,415円であります。

次に、5、特別利益7億5,523万8,231円から6、特別損失11億1,198万1,208円を差し引いた損失は3億5,674万2,977円であり、経常利益との差し引きにより、当年度純損失は140万562円であります。また前年度繰越利益剰余金は3億2,455万8,865円ありますので、当年度未処分利益剰余金は3億2,315万8,303円あります。

次に、6ページをお開き願います。

平成27年度広域紋別病院企業団病院事業剰余金計算書であります。

資本金の部の自己資本金であります。前年度末残高から増減はありませんので、当年度末残高は46万8,969円あります。

次に、借入資本金であります。前年度末残高から増減はありませんので、当年度末残高はゼロであります。

次に、剰余金の部の資本剰余金であります。それぞれの前年度末残高から増減はありませんので、当年度末残高は受贈財産評価額が2億5,808万7,109円、道補助金が858万5,313円、紋別市負担金がゼロであります。

次に、利益剰余金であります。未処分利益剰余金は前年度末残高に当年度純損失140万562円を控除した結果、当年度末残高は3億2,315万8,303円あります。したがって、資本金と剰余金を合わせました資本合計の当年度末残高は5億9,029万9,694円あります。

次に、平成27年度広域紋別病院企業団病院事業剰余金処分計算書であります。

剰余金処分額はあります。当年度末残高と処分後残高は同額となっております。

次に、7ページをごらん願います。

平成27年度広域紋別病院企業団病院事業貸借対照表であります。

資産の部、1、固定資産は(1)有形固定資産、イの土地からトのその他有形固定資産までの合計に(2)無形固定資産、イの電話加入権及び(3)投資、イの投資有価証券からニの長期前払消費税までを加えた合計で137億7,764万1,163円あります。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

2、流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金及び(3)貯蔵品の合計で5億7,546万8,301円あります。1、固定資産に2、流動資産を加えた資産合計は143億5,310万9,464円あります。

次に、負債の部であります。3、固定負債は(1)企業債、(2)紋別市借入金、(3)引当金及び(4)その他固定負債の合計で107億2,415万9,270円あります。

4、流動負債は、(1)企業債、(2)紋別市借入金、(3)未払金、(4)引当金及び(5)その他流動負債の合計で4億7,762万776円あります。

5、繰延収益は合計で25億6,102万9,724円あります。

3、固定負債、4、流動負債及び5、繰延収益を加えた負債合計は137億6,280万9,770円であります。

次に、資本の部であります。6、資本金は(1)自己資本金が46万8,969円あります。7、剰余金は、(1)資本剰余金に(2)利益剰余金を加えた5億8,983万725円あります。資本合計が6、資本金に7、剰余金を加えた5億9,029万9,694円ありますので、負債合計を加えた負債資本合計は143億5,310万9,464円あります。

次に、10ページから18ページまでは事業報告書であります。内容は概況、工事、業務、会計、その他であり、ただいまご説明いたしました決算に関連した資料に記載のとおりでありますので、ご通覧願います。

以上、平成27年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算のご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田久就君） 次に、企業団病院事業会計決算について監査委員の意見を求めます。

齊藤監査委員。

○監査委員（齊藤博哉君） それでは、平成27年度広域紋別病院企業団病院事業会計決算及び基金の運用状況審査の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、決算審査意見書の1ページをお開き願います。

決算に係る総体的な計数につきましては、ただいま事務局長より説明がありましたので省略させていただきます。

まず、審査の対象は地方公営企業法第30条に定める事業報告書など関係書類でありまして、その審査の期間は本年6月2日から8月17日まででありました。決算報告書ほか関係書類を照合、精査し、計数の正確性を確認いたしましたものでございます。

審査の結果、決算に関する書類はいずれも法令に準拠して作成され、その計数も正確であり、経営成績や財政状態も適正に表示されていると認めたところでございます。また、基金の運用状況につきましても、その目的に沿って運用がなされており、計数も正確であると認めたところでございます。

以上、審査の概要を申し上げましたが、末尾に参考資料を添付しておりますのでご通覧いただき、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田久就君） これより議案第1号について質疑を行います。

まず、議案第1号収入支出のうち、支出について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第1号収入支出のうち、支出についての質疑を終結いたします。

次に、議案第1号収入支出のうち、収入について質疑を行います。

柴田議員。

○3番（柴田 央君） 収入支出というふうに言われるとちょっと質問はしにくいんですが、全体的に決算の状況を示されたわけですけども、25年度、26年度、27年度、3年間あります、その開業前のシミュレーションと実際にやってきたものとどんな状況になってきているのか。これは単に決算の額だけではなくて、これまでの職員の配置状況だとか、そういうのも含めて一度資料にして出していただけないかなというふうに思うんですが。決算に実際に触れてなくて、申しわけないですけど、そういうものというのはやる機会というのはないですね。

○議長（石田久就君） 牧野事務局長。

○事務局長兼事務部長（牧野昌教君） 今、北海道の方で医療構想を立ててまして、この病院についても経営計画を新たに立てなければならない時期にきております。当然そういった計画を立てたときにはですね、そういった今後、例えば30年、何年か先、五、六年先までの経営シミュレーションを当然立てなければならないということがございますので、そうしたときに病院が道から移管されたときにつくったもの、あるいは新しくつくったもの、その間については実績で当然入ってきますので、そういった資料というのは当然皆様にお示ししてご説明させていただいた上で市民のほうに意見を伺ったり、それで最終的に決定して提出するというふうな手順を踏みますので、そのときにはご説明できるかと思っておりますので、来年のとうか3月の予算議会、この次の議会がございますので、そのときにはご説明できるかと思っております。

以上でございます。

○議長（石田久就君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第1号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は認定することに決しました。

日程第4、議案第2号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長（千賀孝治君） ただいま上程されました議案第2号平成28年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、旧病院解体工事中に発見されたセメント硬化剤などの地中埋設物について、地盤改良材として有用であることを客観的なデータに基づき合理的に判断するために調査費用の予算補正を行おうとするものであり、予算第3条に定めた収益的収入及び支出において、既決予定額34億3,995万7,000円に1,600万円を追加し、収入及び支出の総額をそれぞれ34億5,595万7,000円にしようとするものであります。

以上で提案理由のご説明を終わりますが、詳細の内容につきましては担当の事務局長よりご説明をさせていただきます。

○議長（石田久就君） 牧野事務局長。

○事務局長兼事務部長（牧野昌教君） それでは、ただいま上程されました議案第2号平成28年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

初めに、平成28年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算実施計画につきましてご説明申し上げますので、実施計画のページをお開き願います。

既決予算第3条で定めた収益的収入及び支出において、既決予定額に1,600万円を追加し、収入及び支出の総額をそれぞれ34億5,595万7,000円にしようとするもので、収入において3項特別利益1,600万円を追加し3,850万2,000円にしようとするもので、3目同額の追加は埋設物調査補助金の増であります。

また、支出において3項特別損失1,600万円を追加し4,360万2,000円にしようとするもので、3目同額の追加は調査委託料の増であります。

ここで議案第2号第3条にお戻り願います。

第3条において、既決予算第9条で定めた補助金等は、1,600万円を追加し13億4,913万円にしようとするものであります。

以上でご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田久就君） これより議案第2号収入、支出全部について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長（千賀孝治君） ただいま上程されました議案第3号広域紋別病院企業団行政不服審査条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新行政不服審査法の施行に伴い、同法第81条第2項の規定に基づき設置する広域紋別病院企業団行政不服審査会の組織、運営、その他の必要な事項を定めるとともに、審査請求人などが関係書類の写しを請求した場合の交付に係る手数料を規定するため本条例を制定しようとするものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わりますが、詳細の内容につきましては担当の事務局長よりご説明をさせていただきます。

○議長（石田久就君） 牧野事務局長。

○事務局長兼事務部長（牧野昌教君） それでは、ただいま上程されました議案第3号広域紋別病院企業団行政不服審査条例の制定についてご説明を申し上げます。

条文の内容を説明させていただきますので、提出資料の1ページをお開き願います。

第1条は、この条例を制定する趣旨を述べたものであります。

第2条は、使用する用語について定めており、使用する用語は法において使用する用語の例によるとしています。

第3条は広域紋別病院企業団行政不服審査会の設置について定めており、第1項では審査会を設置する場合は法に基づく不服申立てがされたときに設置し、法第81条第2項の規定による事件ごとに置く非常設型の審査会であると規定しています。第2項では審査会を廃止する場合について定めており、非常設型の審査会であることから、不服申立てに係る調査審議が終了したときは審査会を廃止すると定めています。

第4条は審査会の委員について定めており、委員は3人と規定しております。

第5条は委員の委嘱、解任及び服務について定めており、第1項では委員の委嘱については審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから企業長が委嘱すると定めています。第2項では、不服申立てに係る調査審議が終了した際には委員の任務は終了し解任となることを定めています。第3項及び第4項では委員の服務について定めており、委

員は地方公務員特別職となり服務に関して地方公務員法の適用とならないため、守秘義務及び政治活動の制限を定めています。また、委員は在任中のほか、その職を退いた後も職務上知り得た秘密を他の者に漏らしてはならないことを定めています。

次ページになります。

第6条は、会長の設置、選任方法及びその職務について定めています。

第1項では、審査会の運営に当たっては会を代表する者として会長を置くこととし、会長は合議体の自立性を重視し、委員の互選により選任することを定めています。第2項及び第3項では会長の職務及び職務の代理について定めており、会長が審査会の代表となり、会長に事故があるときはあらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理することを定めています。

第7条は審査会の会議について定めており、第1項では会長が会議を招集しその会議の議長になることを定めています。第2項では会議の定足数について定めており、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないことを定めています。第3項では表決について定めており、議決は出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは議長が決定することを定めています。

第8条は、審査会の庶務について企業団の総務課で処理することを定めています。

第9条は、本条例で規定しているものを除いて、審査会の調査審議の手續きに関し、必要な事項については会長が審査会に諮って定めることとしています。

第10条は、審査請求が行われた場合において、審査請求人または参加人が審理員に対して提出書類等の写しの交付を求めた場合の手数料の額及び徴収について定めています。第1項で定める手数料の額は別表のとおりで、第2項では手数料を交付の際に徴収することを定めております。

次ページになります。

第11条は第10条で規定している手数料の減免について定めており、第1項では、審理員は提出書類等の写しの交付を求める審査請求人または参加人が交付に係る手数料を納付する資力がないと認めるとき、または特別の理由があると認めるときは、その手数料を減額または免除できることを定めています。第2項では、手数料の減額または免除を受けようとする審査請求人または参加人は減免を求める旨及び理由を記載した書面を審理員に提出しなければならないことを定めています。

第12条は、審理員制度を適用しない審理手續きの場合の審理庁による提出書類等の交付に係る手数料の減免について定めており、第11条の規定を読み替えて適用するものであります。

第13条は、地方自治法の規定により、法第38条を準用している場合の提出書類等の交付に係る手数料及びその手数料の減免について定めており、地方自治法第258条第1項において地方自治法に規定する異議の申出について第10条及び第11条の規定を準用することを定めています。また、地方自治法第258条第1項を準用している他の法令についても同様とするものであります。

第14条は、審査請求人または参加人が審査会に対して法第78条の規定に基づき主張書面等の写しの交付を求めた場合の手数料及びその手数料の減免について定めており、第10条及び第11条の規定を準用するものであります。

次ページになります。

第15条は、既に納付した手数料について原則として還付しないことを定めています。

第16条は、この条例の施行に関し必要となる事務の詳細については企業長が別に定めることとしていま

す。

本条例は、第1条から第16条までを内容とし、公布の日から施行しようとするものであります。

以上でご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田久就君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長（千賀孝治君） ただいま上程されました議案第4号広域紋別病院企業団情報公開条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新行政不服審査法の施行に伴い、広域紋別病院企業団情報公開条例に基づく処分等に係る審査請求につきまして、同法の審理員による審理手続きの規定を適用除外とするほか、規定の整備を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田久就君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長（千賀孝治君） ただいま上程されました議案第5号広域紋別病院企業団個人情報保護条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新行政不服審査法の施行に伴い、広域紋別病院企業団個人情報保護条例に基づく処分等に係る審査請求につきまして、同法の審理員による審理手続きの規定を適用除外とするほか、規定の整備を行うため、所要の改正を制定しようとするものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田久就君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長(千賀孝治君) ただいま上程されました議案第6号広域紋別病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況について公表すべき事項を追加する等の必要があるため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(石田久就君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長(千賀孝治君) ただいま上程されました議案第7号広域紋別病院企業団職員の退職手当に関する条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正及び新行政不服審査法の施行に伴い、本条例で引用する条項等が変更されたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(石田久就君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

平成28年第2回広域紋別病院企業団議会定例会はこれをもって閉会いたします。

午前10時38分 閉会

以上、会議録の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員